

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成25年1月29日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成25年2月26日午後2時00分

2 公売（入札）締切日時

平成25年2月26日午後2時30分

3 公売及び開札の場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地

京都市中京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成25年2月26日午後2時20分

6 開札の日時

平成25年2月26日午後2時30分

7 売却決定の日時

平成25年3月5日午後2時00分

8 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

9 買受代金の納付期限

平成25年3月5日午後3時00分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財8

2 見積価額

5,570,000円

3 公売保証金

560,000円

4 公売財産の表示

一棟の建物の表示

所 在 京都市山科区大宅早稲ノ内町 7番地

建物の名称 ブルーム山科大宅

構 造 鉄筋コンクリート造スレート葺6階建

床 面 積 1階 399.34㎡

2階 540.28㎡

3階 540.28㎡

4階 474.58㎡

5階 474.58㎡

6階 30.26㎡

敷地権の目的である土地の表示

土地の符号 1

所在及び地番 京都市山科区大宅早稲ノ内町7番

地 目 宅地

地 積 1346.40㎡

専有部分の建物の表示

家屋番号 早稲ノ内町 7番の13

建物の名称 301

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 72.11㎡

敷地権の表示

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 219605分の7211

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、地下鉄東西線「栂辻」駅から南東方へ約720m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産の敷地は、南側約17.5m、北側約27.5m、南北の長さ約53mの不整形地であり、南側、北側がそれぞれ幅員約6mの舗装市道に概ね等高に接面している。
- (3) 公売財産は、平成9年2月頃の建築である。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第2種中高層住居専用地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%、20m第1種高度地区、日影規制（二）、町並み型建造物修景地区
- (2) 公売財産は、平成25年1月現在空き家であるが、賃借人本人の居住及び転貸を可能とする、「サブリース原賃貸借契約」と称される契約が存在する。賃借人の申立てによると、契約内容等は下表のとおりである。

| | |
|-----------|----------------------|
| 原契約締結日 | 平成20年1月10日 |
| 契約期間 | 平成20年1月10日～平成30年1月9日 |
| 月額賃料 | 85,000円 |
| 支払済賃料 | 10年分一括支払済 |
| 一時金の名称・金額 | なし |
| 更新内容 | 1年ごとの自動更新 |
| 契約形態 | 書面 |

- (3) 公売財産南東角の部屋は、新築時は畳を敷いた和室であったが、平成24年8月現在、畳は撤去されており、木目調の簡易なシートが敷いてある。

7 その他公売条件

- (1) 管理組合の申立てによると、月額の管理費用等の内訳は管理費8,200円、修繕積立金10,600円で、平成25年1月現在、管理費及び修繕積立金の未納額の合計は222,200円である。

なお、管理規約によると、管理組合が管理費用等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対して行うことができると規定されている。

- (2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については、管理会社へお問い合わせ

してください。

※管理会社の問合せ先 和光建物総合管理株式会社 TEL (075) 222
-0110

(3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)